

令和4年度 第 回 定期モニタリング評価表

施設名	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター	所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課
-----	----------------------	------	---------------------------

この定期モニタリングでは、以下の表の項目ごとに確認を行いました。

定期モニタリングでの確認項目	
業務の履行状況	事業・業務等が適正に実施されているか否かについて、実施状況・実施体制を確認します。
市民ニーズの把握・対応状況	アンケート調査の実施により、市民（利用者）のニーズを把握し、その結果を踏まえて改善を行います。
経 済 性	料金収入や委託料等の収支状況について、当初の収支計画と乖離がないか、適正な内容となっているかについて確認します。
サ ー ビ ス 水 準	指定管理者によるサービス水準が適切なものとなっているかについて確認します。
リスクマネジメント	緊急事態発生時や機器・設備故障時等における対応状況や、対応体制・対応方法について確認します。
そ の 他	—
業務の継続性・安定性	指定管理者の財務状況が継続的、安定的にサービスを提供できる状態にあるかについて確認します。

施設の概要等

所在地	枚方市新町2丁目1番35号	主な業務内容	総合マネジメント業務 施設の管理業務（①衛生管理業務、②清掃業務） 施設の運営業務（①施設運営業務及び利用者支援業務、②その他必要な管理運営業務）
設置目的	高齢者及び身体障害者の在宅福祉の増進を図るため		
指定管理期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日 (2018年4月1日から2023年3月31日)		

指定管理者

名 称	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
所在地	大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号

1 業務の履行状況

(1) 選定時の基準（確認事項）・事業計画の内容（目標）に関する事項

以下の表の評価基準により評価を行いました。

評価基準	
5	計画以上に独自の新たなサービスを提供し、特に良好な管理運営を行っている。
4	計画以上の良好な管理運営を行っている。
3	計画どおりの適正な管理運営を行っている。
2	一部改善は必要であるが、概ね適切な管理運営を行っている。
1	一部不適切な管理運営が行われている。

評価項目	所管部署による評価結果	
	評価	評価理由
【施設の管理に関する事項】		
公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している（確認事項 22）		
・大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置します。	3	・公正採用選考人権啓発推進員 1 名を配置していることを確認した。 ・1 月に人権啓発研修を実施し、大阪府へ報告書を提出済みであることを確認した。
業務に従事するものが、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている（確認事項 23）		
・身体拘束防止等の内容も含めた人権研修を年 1 回以上実施し、大阪府に計画書、報告書の提出を行います。	3	法令順守研修の一環で身体拘束防止等の研修を実施していることを確認した。身体拘束をやむを得ず実施するための 3 要件や、記録についても説明していることを確認した。
男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメント防止対策など、各種ハラスメントの防止対策について提案されている（確認事項 24）		
・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止規程を設け、職場環境の維持改善に努めます。	3	・「ハラスメント防止規定」を確認した。

<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ・パワハラ被害相談窓口を設け、施設外の当法人の職員にも相談できるよう啓発ポスターを掲示します。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外の法人スタッフをセクハラ・パワハラ被害相談窓口として設置していることを確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護法に基づき、法令違反に関する相談、通報に関して不利益がないよう適切に定め、ハラスメント等の早期発見、改善に努めます。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反に関する相談、通報は無かったことを確認した。
高齢者虐待を未然に防止する取り組みについて提案されている（確認事項 25）		
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者の虐待防止については、外部研修を受講したスタッフが施設内での研修を年 1 回実施とともに、ご利用者の在宅生活の中での虐待の発見や通報義務に基づいて対応をします。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止についての研修を法令遵守研修の中で実施されていることを確認した。 ・実際に今年度、虐待の可能性のあるケースについて通報を行っていることを確認した。
【情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項】		
枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている（確認事項 26）		
<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例に基づき、利用者に公開すべき情報については、運営規程、重要事項説明書・個人情報保護方針等に記載し、利用者との契約時に職員から説明を行い、事業所内にも掲示します。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護規定」・「個人情報開示申請書」を確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から情報の開示要求があった場合、自己に関する情報の開示を行い、個人の権利、利益の保護を図っていきます。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・開示要求の事案は無かったことを確認した。
枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている（確認事項 27）		
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の開示や保護に関しては「枚方市個人情報保護条例」を厳守し、事業所内で個人情報保護の研修、マニュアルの整備を行います。 	3	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護規定」・「個人情報開示申請書」を確認した。
【緊急時における対策に関する事項】		
緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている（確認事項 28）		
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応について緊急時マニュアルを作成します。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応マニュアルを確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・年に 1 回心肺蘇生法等の研修を実施します。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・動画視聴による心肺蘇生法等の研修を実施していることを確認した。

<ul style="list-style-type: none"> ・「ラポールひらかた消防計画」に沿った自衛消防組織による消防訓練を年 2 回、ラポールひらかたの会館管理者と合同で行い、火災予防に努めていきます 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ラポールひらかた会館全体で、消防訓練を年 2 回実施していることを確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の警備、防犯体制については、総合福祉会館指定管理者との按分により夜間機械警備の契約を締結し、夜間警備体制を維持継続していきます。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ラポールひらかた会館との按分により夜間機械警備契約を締結していることを確認した
<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒及び感染症まん延の防止の為に指針、マニュアルを設定し、職員に周知します。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針・マニュアルを作成していることを確認した。 ・新型コロナ等の感染症について、常に最新情報の把握に努め、デーサービスの活動内容の見直し等を行うことで感染対策していることを確認した。
緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている（確認事項 29）		
<ul style="list-style-type: none"> ・「枚方市立総合福祉会館緊急連絡網」に防災に係る緊急の連絡体制、夜間の警備体制、夜間警備委託業者等の外部組織を含めて作成します。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・外部組織を含めた枚方市立総合福祉会館 緊急連絡網を確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の高い事案が生じれば、行政、保健所や医療機関等への情報共有に努めます。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の高い事案については、行政や関係機関等と連携を行っていることを確認した。
構成員間（本支社間含む）、市の間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている（確認事項 30）		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人内で非常災害等の出勤及び服務規程があり、非常災害時の対応にも備えがあります。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災マニュアル、台風防災マニュアル、洪水に関する避難確保計画を確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営上のリスク、財務リスク等の負担区分を明確にし、両者におけるリスク分散を図ります。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営や財務リスクの負担区分については、指定管理協定書に基づき判断していることを確認した。
【その他】		
利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されている（確認事項 31）		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、事業計画作成にあたり、全スタッフからの意見を収集するとともに、介護保険制度の改正や地域のニーズ、当事業所の環境などを考慮し、スタッフ全体で取組みができるよう組織化と計画を行っています。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・全スタッフからの意見を収集するとともに、介護保険制度の改正や地域のニーズ等を踏まえて事業計画の作成をしていることを確認した。

<p>・レクリエーションについては、料理、書道、陶芸、茶道のクラブに加え、個別にクラフトがお好きな方を対象として「クラフト倶楽部」や、カラオケがお好きな方に別の場所で実施できるよう「歌ハウス」を設定しています。歌ハウスについては、発声することで心肺機能を維持、向上できるか活動としてとらえています。</p>	4	<p>・クラブについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかったものもあったが、細かなマニュアルを作成する等により、できる限り実施するように努めていることを確認した。</p>
<p>・機能訓練については、転倒防止を最優先課題としてとらえて実施し、その評価についても定期的に測定を行い、ご自身へのやりがいに結び付けられるようにしていきます。</p>	3	<p>・機能訓練について、転倒予防や認知機能低下の予防につながるとされる棒体操を実施していることを確認した。</p>
<p>施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている（確認事項 32）</p>		
<p>・広報誌を毎月発行し、ご利用者、近隣の居宅介護支援事業所への配付を行います。</p>	3	<p>毎月「ラポール通信」を作成し、ご利用者と居宅介護支援事業所へ配布していることを確認した。</p>

(2) 施設の管理運営に関する経費の収支状況（使用料の収入実績を含む）

以下の表の評価基準により評価を行いました。

評価基準	
○	適正である
△	一部改善は必要であるが、概ね適正である。
×	不適正である。

評価項目	所管部署による評価結果	
	評価	評価理由
施設の管理運営に係る経費に関する事項		
・ 運用資金の借入れを行っている場合、その理由は何か。	○	法人本部からの借入れを行っているが、返済途中であることを確認した。
・ 口座管理、つり銭等の現金管理は適正に行われているか。	○	貸借対照表の現金及び普通預金の金額を毎月確認して適正に管理していることを確認した。

(3) 募集要項・仕様書記載事項等に関する事項

評価基準	
○	適正に実施されている。
△	一部改善は必要であるが、概ね適切に実施されている。
×	実施されていない。

◆ 募集要項・仕様書に記載されている事項その他確認が必要な事項を、簡潔に記載してください。

◆ 第1回の定期モニタリングで評価が△・×となった項目については、必ず第2回モニタリングにおいて状況を確認してください。

募集要項・仕様書記載事項等	所管部署による評価結果	
	評価	評価理由
・ 事故予防に係る対策及び事故発生時について報告・対応が適切に行われているか。	○	ヒヤリハット報告書の作成や月に一度、リスクマネジメント委員会を実施していることを確認した。
・ 施設の設備、機器について適切に点検、管理が実施され、正しく報告が行われているか。	○	点検を行い正しく報告を行っていることを確認した。
・ 修繕が必要な案件について、報告、対応が適切に行われているか。	○	適切に行われていることを確認した。

2 業務の継続性・安定性

評価基準	
○	適正である
△	一部改善は必要であるが、概ね適正である。
×	不適正である。

◆ 第1回の定期モニタリングで評価が△・×となった項目については、必ず第2回モニタリングにおいて状況を確認してください。

評価項目	所管部署による評価結果	
	評価	評価理由
業務の継続性・安定性に関する事項		
(貸借対照表) ・ 資産・負債の中に大きな前期比増減がある場合、その理由は適当か。	○	負債については、大きな増減はないことを確認した。 資産については、稼働の低下に伴い減少していることを確認した。
(損益計算書等) ・ 安定した収益をあげられているか。(赤字となっていないか。)	△	コロナ禍の影響もあり利用者が減少して赤字となっている。
・ その他、団体の経営に影響する要素はないか。	○	特になし。

3 指定管理者自己評価

- ◆ 指定管理業務全般に関し自己評価を行い、今後の管理運営事業の対応方法等について記載してください。
定期モニタリングにおいて評価結果が1・2・△・×となった項目については、今後の改善方法等について必ず記載してください。

今年度をもって指定管理者でなくなる為、今年度は大きな改善や営業活動、及び人材募集などもできない状況でした。
ご利用されているご利用者への介護サービスや各催しなどについては継続して実施し、ご利用者にとっての満足度は高い施設であると考えています。
ただ、入院や退所される方もおられ、その分の新規ご利用者の申し込みが減っている為、稼働は減少し収入減となっています。
本来なら、2年後の介護報酬改定を念頭にし、各種の加算などの取得に向けて取り組み、さらにご利用者の生活スタイルに合うように、利用時間についても柔軟に対応をしていくべきと考えていました。
令和5年度については、大阪府母子寡婦福祉連合会が指定管理者となられるため、現在その引継ぎを実施しながら、4月からの運営がスムーズにできるように努力をしています。

4 総合評価

◆ 指定管理者の自己評価を踏まえ、市としての総合評価内容を記載してください。

1 業務の履行状況

- (1) 選定時の基準（確認事項）・事業計画の内容（目標）に関する事項について
 - ・実地検査、資料確認より、計画どおりの適正な管理運営を行っているとは評価できる。
- (2) 施設の管理運営に関する経費の収支状況（使用料の収入実績を含む）について
 - ・実地検査、資料確認より、概ね適正であると評価できる。
- (3) 募集要項・仕様書記載事項等に関する事項
 - ・実地検査、資料確認より、適正に実施されている。

2 業務の継続性・安定性

- ・実地検査、資料確認より、概ね適正であると評価できる。